

財務省告示第二百三十四号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十六年五月十一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額百 円当たりの 買入価格
利付国庫債券 (五年)	第二十回	平成十六年 四月二十六日	千三百六 十万円	百円
割引国庫債券 (三年)	第十一回	平成十六年 四月二十六日	七万五千 円	九十銭九 円九
合 計			二千百十 万円	